

平成 29 年 5 月

0 歳から小学校 6 年生までのお子さまをお持ちの教職員の皆様

平成 29 年度 ベビーシッター利用料補助制度 (育児・病後児保育支援) 登録者募集のお知らせ

千葉大学 運営基盤機構 男女共同参画推進部門
TEL&FAX 043-290-2020 (内線 4043)

就労のためにお子さまを保育できない場合や、お子さまが病気や怪我の回復期で、保育園や小学校に登園・登校させることが困難な場合に、ベビーシッターによる在宅保育を利用した際の利用料金の一部を割引・補助します。利用を希望する方は、**事前登録(無料):【利用登録書】の提出**が必要となります。対象のお子さまをお持ちの方はぜひお申込みください。



1. 利用対象者

0 歳から小学校 6 年生までのお子さまをお持ちの全教職員

※千葉大学に雇用され、本学の社会保険に加入している方に限ります。ただし、短時間医員の方で本制度の利用を希望される方は対象となります。

※学部生・大学院生は利用不可

- **0 歳から小学校 3 年生までのお子さま (障がいをお持ちのお子さまは小学校 6 年生まで)**
 - 【育児支援】・【病後児保育支援】 利用対象。【病後児保育支援】は生後 6 ヶ月以降が利用対象。
- **小学校 4 年生から 6 年生までのお子さま**
 - 【病後児保育支援】 のみ利用対象。

2. 利用対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降 (手続き終了後)、平成 30 年 3 月 31 日まで

〈注意〉本制度は該当年度における予算の範囲内で実施するため、利用者多数等により、年度途中で支援を打ち切る場合があります。

3. 割引・補助対象範囲

就労のために、お子さまの在宅保育にベビーシッターを利用した場合の利用料金の一部。

〈例〉 育児支援：お子さまのご家庭での保育又は、お子さまの保育園等とご自宅の送迎。

病後児保育支援：病気や怪我の回復期のお子さまのご家庭での保育。

4. 割引・補助費用

【育児支援 (育児クーポン)】

利用料金から 1 日 2,200 円の割引が受けられる「育児クーポン」を交付します。(1 家庭につき 1 日 1 枚、1 ヶ月 24 枚、年間 280 枚上限。2,200 円未満は適用外。) 交付には事前申請が必要です。

【病後児保育支援】

利用料金から1日4～8時間の利用で1ポイント(3,000円分)、8時間以上の利用で2ポイント(6,000円分)を大学が補助。5/19までに利用登録された方は、1家庭につき年間10ポイント(30,000円分)、5/20以降に利用登録された方は、1家庭につき年間5ポイント(15,000円分)を付与します。
1日に最大2ポイントまで利用可。4時間未満は適用外です。※育児クーポンとの併用が可能です。

5. 利用できるベビーシッター業者

＜本学提携業者＞

- 株式会社ママ MATE（派遣範囲：千葉県主要都市、東京都内、取手市、春日部市 他）

＜ベビーシッター派遣事業 割引券取扱事業者（内閣府 HP 参照）＞

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jigyousha_itiran.pdf

6. 利用方法

(1) 利用登録（無料）

別紙【利用登録書】に記入の上、男女共同参画推進部門へ**学内便にて**お送りください。利用登録の時点では、ベビーシッター業者と契約していなくても手続きできます。初回利用時までには、各自ベビーシッター業者との利用契約、申込みを行ってください。（業者によって、利用料の他に、年間登録料等がかかる場合があります（自己負担）。）

(2) 利用手続き

【育児支援（育児クーポン）】

登録手続き終了後、利用予定日が決まり次第、別紙「育児クーポン交付申請書」にご記入の上、男女共同参画推進部門まで申請書をお送りください。育児クーポンは交付日の翌日から利用可能です。さかのぼっての利用はできませんので、ご注意ください。

【病後児保育支援】

登録手続き終了後、本部門より「利用案内」、「登録証」を送付します。利用案内を確認の上、各自ベビーシッター業者に直接利用をお申込みください。利用するベビーシッター業者に応じて、割引・補助方法が変わりますので、次の手続きを確認してください。

＜本学提携業者（ママ MATE）＞

ベビーシッター利用時に、「登録証」を提示することで、利用時間に応じて、ポイント分の料金が利用料金から割引されます。

＜ベビーシッター派遣事業 割引券取扱事業者＞

ベビーシッター利用後、業者に利用料金を全額支払った後、後日別紙「病後児保育支援 利用料補助申請書」にご記入の上、必要書類を添えて男女共同参画推進部門に提出することで、利用時間に応じて、ポイント分の料金を各自の口座に返金します。申請書は、利用後2ヶ月以内にご提出ください。

7. 利用申し込み・問い合わせ先

千葉大学 運営基盤機構 男女共同参画推進部門（月～金曜日 9：00～17：00）

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

TEL&FAX：043-290-2020（内線：4043） E-mail：youritsu@office.chiba-u.jp